

○大仙市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

平成24年4月1日

規則第21号

(趣旨)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の施行については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(墓地又は火葬場の設置場所の基準)

第2条 墓地又は火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 鉄道、国道、県道その他交通の頻繁な道路又は河川に近接していないこと。
- (2) 公園、学校、病院その他これらに類する施設又は住居が集合している地域から、墓地にあつては100メートル以上、火葬場にあつては300メートル以上離れていること。
- (3) 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。

(墓地等の施設の基準)

第3条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 墓地(区域の面積が1ヘクタール未満のものに限る。)
 - ア 周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。
 - イ 雨水等が停滞しないように排水路を設けること。
 - ウ 通路を設けること。
- (2) 墓地(区域の面積が1ヘクタール以上のものに限る。)
 - ア 前号イ及びウの施設を設けること。
 - イ 墳墓1区画当たりの面積は、3平方メートル以上とすること。
 - ウ 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること。
 - エ 緑地を適正に配置すること。
 - オ 通路のうち、幹線となるものの幅員は6メートル以上とし、その他のものの幅員は1.5メートル以上とすること。
 - カ 給水施設、休憩所、便所及び駐車場を設けること。
- (3) 納骨堂

- ア 周囲に塀、植栽等を設けること。
- イ 耐火構造の建物であること。
- ウ 出入口は、施錠できる構造であること。
- エ 防湿のための設備を設けること。

(4) 火葬場

- ア 敷地の周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。
- イ 火葬室及び火葬炉は、外部から見通すことができない構造であること。
- ウ 火葬炉には、防臭、防じん及び防音のための装置を設けること。
- エ 死体安置所及び付添人控室を設けること。

(墓地等の経営の許可申請)

第4条 法第10条第1項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地の経営の許可申請 墓地経営許可申請書(様式第1号)
- (2) 納骨堂の経営の許可申請 納骨堂経営許可申請書(様式第2号)
- (3) 火葬場の経営の許可申請 火葬場経営許可申請書(様式第3号)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の登記事項証明書
- (2) 墓地又は納骨堂若しくは火葬場の敷地が申請者以外の者の所有に係るものである場合にあっては、申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書面
- (3) 墓地の経営の許可申請にあっては墓地の造成計画書、納骨堂又は火葬場の経営の許可申請にあっては建物及びその附属設備の設計仕様書
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び法令等に定める手続を経たことを証する書面
- (5) 行政庁の許可、認可等を必要とする場合にあっては、当該許可、認可等を受けていることを証する書面又は当該許可、認可等の申請の状況を明らかにした書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(墓地区域等の変更の許可申請)

第5条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、墓地区域等変更許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 墓地の区域又は納骨堂の施設の変更により改葬する場合にあっては、前項の書類のほか、法第8条の改葬許可証の写しを添付しなければならない。

(墓地等の廃止の許可申請)

第6条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 墓地又は納骨堂の廃止の許可申請にあっては、法第8条の改葬許可証の写し

(2) 申請者が法人である場合にあっては、法令等に定める手続を経たことを証する書面

(都市計画事業等による墓地等の新設等の届出)

第7条 法第11条第1項及び第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、墓地・火葬場新設(変更、廃止)届(様式第6号)により速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(墓地等の工事の完了届)

第8条 墓地等の経営者(前条の墓地又は火葬場の経営者を除く。)は、墓地等の新設又は変更の工事が完了したときは、墓地等工事完了届(様式第7号)により速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(焼骨の埋蔵等の事実を証する書類の様式)

第9条 省令第5条第1項の書類は、様式第8号のとおりとする。

(墓籍等の様式)

第10条 省令第7条第1項の墓籍、同条第2項の納骨簿及び同条第3項の火葬簿の様式は、それぞれ様式第9号、様式第10号及び様式第11号のとおりとする。

(報告の徴収)

第11条 法第18条第1項の規定による報告の徴収は、様式第12号によるものとする。

(施設の整備改善その他の強制処分命令の命令書及び通知書)

第12条 法第19条の規定による施設の整備改善その他の強制処分命令及び通知は、次に掲げる命令書及び通知書により行うものとする。

(1) 墓地等の施設の整備改善の命令を行う命令書 墓地等整備改善命令書(様式第13号)

(2) 墓地等の使用の制限又は禁止の命令を行う命令書 墓地等使用制限(禁止)命令

書（様式第14号）

（3）墓地等の経営許可を取り消す通知書 墓地等経営許可取消通知書（様式第15号）

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

墓 地 経 営 許 可 申 請 書					
					年 月 日
大仙市長 様					
申請者 住 所 氏 名					
〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕					
電 話					
墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、墓地の経営の許可を受けたいので、申請します。					
墓 地	名 称				
	所 在 地				
	区 域	面 積	m ²	地 目	
	区 分	埋 葬 墓 地 ・ 埋 蔵 墓 地			
	種 別	公 営 ・ 私 営 (法人営 ・ 個人営)			
	区 画	数		面 積	1区画当たり m ²
新 設 の 理 由					
墓地及びその付近の略図		別紙のとおり			
工事の着工及び完了の予定年月日		着 工	年 月 日		
		完 了	年 月 日		
管 理 者	住 所				
	氏 名	(電話)			
備考					
1 墓地の略図は、縮尺、方位、隣地との境界線、区画、通路、排水路、施設等を明示したものであること。					
2 墓地の付近の略図は、墓地の周囲おおむね200メートル以内のもので、鉄道、道路、河川、公園、学校、病院、住居、水源地等の位置及び墓地とこれらとの距離を明示したものであること。					

様式第2号(第4条関係)

納骨堂経営許可申請書				年 月 日
大仙市長 様				
申請者 住所 氏 名				
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕				
電 話				
墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、納骨堂の経営の許可を受けたいので、申請します。				
納骨堂	名 称			
	所 在 地			
	敷 地	面 積	m ²	地 目
	建 物	構 造	鉄筋コンクリート造・その他()	
	納骨設備数	延 べ 面 積	m ²	
納骨堂及びその付近の略図		別紙のとおり		
納骨堂の敷地及び建物の図面		別紙のとおり		
工事の着工及び完了の予定年月日		着 工	年 月 日	
		完 了	年 月 日	
管 理 者	住 所			
	氏 名	(電話)		
備考				
1 納骨堂及びその付近の略図は、納骨堂の周囲おおむね100メートル以内のもので、縮尺及び方位を明示したものであること。				
2 納骨堂の敷地の図面は、縮尺、方位、隣地との境界線、建物の位置、通路等を明示したものであること。				
3 納骨堂の建物の図面は、縮尺及び納骨設備の構造を明示した平面図及び立面図であること。				

様式第3号(第4条関係)

火 葬 場 経 営 許 可 申 請 書				年 月 日	
大仙市長 様					
申請者 住 所 氏 名					
〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕					
電 話					
墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、火葬場の経営の許可を受けたい ので、申請します。					
火 葬 場	名 称				
	所 在 地				
	敷 地	面 積	m ²	地 目	
	建 物	構 造	鉄筋コンクリート造・その他()		
		延 べ 面 積	m ²		
	煙 突 の 高 さ	m			
火 葬 炉	数		基 面 積	m ²	
火葬場及びその付近 の 略 図	別紙のとおり				
火葬場の敷地及び建 物 の 図 面	別紙のとおり				
工事の着工及び完了 の 予 定 年 月 日	着 工		年 月 日		
	完 了		年 月 日		
管 理 者	住 所				
	氏 名	(電話)			

備考

- 1 火葬場及びその付近の略図は、火葬場の周囲おおむね500メートル以内のもので、鉄道、道路、河川、公園、学校、病院、住居、水源地等の位置及び火葬場とこれらとの距離を明示したものであること。
- 2 火葬場の敷地の図面は、縮尺、方位、隣地との境界線、建物の位置、通路等を明示したものであること。
- 3 火葬場の建物の図面は、縮尺及び火葬炉、煙突等の構造を明示した平面図及び立面図であること。

様式第4号(第5条関係)

墓地区域等変更許可申請書		年 月 日
大仙市長 様		
申請者 住 所 氏 名		
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕		
電 話		
墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、墓地の区域(納骨堂の施設、火葬場の施設)の変更の許可を受けたいので、申請します。		
墓地、納骨堂又は火葬場	名 称	
	所 在 地	
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
墓地、納骨堂又は火葬場及びその付近の略図		別紙のとおり
納骨堂又は火葬場の敷地及び建物の図面		別紙のとおり
変更後の墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の図面		別紙のとおり
工事の着工及び完了の予定年月日	着 工	年 月 日
	完 了	年 月 日

備考

- 1 墓地、納骨堂又は火葬場及びその付近の略図並びに納骨堂又は火葬場の敷地及び建物の図面は、墓地にあつては様式第1号、納骨堂にあつては様式第2号、火葬場にあつては様式第3号の略図又は図面に準じたものであること。
- 2 変更後の墓地の区域の図面は、縮尺、方位、隣地との境界線、区画、通路、排水路、施設等を明示したものであること。
- 3 変更後の納骨堂又は火葬場の施設の図面は、縮尺及び設備の構造等を明示した平面図及び立面図であること。

様式第5号(第6条関係)

墓 地 等 廃 止 許 可 申 請 書			
		年 月 日	
大仙市長 様			
申請者 住 所 氏 名			
〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕			
電 話			
墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、墓地(納骨堂、火葬場)の廃止の許可を受けたいので、申請します。			
墓地、納骨堂又は火葬場	名 称		
	所 在 地		
墓 地	面 積	m ²	
	区 画 数		
納 骨 堂	敷地の面積	m ²	
	建物延べ面積	m ²	納骨設備数
火 葬 場	敷地の面積	m ²	
	建物延べ面積	m ²	火葬炉数
経営の許可年月日		年 月 日	
廃止の理由			
廃止後の措置			
廃止又は改葬完了の予定年月日		年 月 日	

備考

- 1 経営の許可年月日の欄には、法施行前からの経営に係る墓地等にあつては、経営開始年月日を記載すること。
- 2 廃止後の措置の欄には、墓地及び納骨堂にあつては、改葬方法、跡地利用の方法等を具体的に記載すること。
- 3 廃止又は改葬完了の予定年月日の欄には、火葬場にあつては廃止予定年月日を、墓地及び納骨堂にあつては改葬完了予定年月日を記載すること。

様式第6号(第7条関係)

墓地・火葬場新設(変更、廃止)届

年 月 日

大仙市長 様

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり都市計画事業(土地区画整理事業)により墓地(火葬場)を新設(変更、廃止)するので、大仙市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第7条の規定により、届け出ます。

都市計画事業又は土地区画整理事業の名称					
事業主体名					
墓地又は火葬場	名 称				
	所 在 地				
墓 地	区 域	面 積	m ²	地 目	
	区 画	数		面 積	1区画当たり m ²
火 葬 場	敷 地	面 積	m ²	地 目	
	建物延べ面積		m ²	煙突の高さ	m
	火 葬 炉	数	基	面 積	m ²
事業認可(承認)年月日 及び事業認可(承認)番号		年 月 日			
工 事 完 了 年 月 日		年 月 日			

様式第7号(第8条関係)

<p style="margin: 0;">墓 地 等 工 事 完 了 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>					
<p>大仙市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">〔法人にあつては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名〕</p>					
<p>次のとおり墓地(納骨堂、火葬場)の新設(変更)の工事が完了したので、大仙市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条の規定により、届け出ます。</p>					
墓地、納骨堂 又は火葬場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">名 称</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所 在 地</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	名 称		所 在 地	
名 称					
所 在 地					
新設又は変更の許可 年月日及び許可指令番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">指 令</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>		年 月 日	指 令	
	年 月 日				
指 令					
新設又は変更の工事の 着工及び完了の年月日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">着 工</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">完 了</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> </table>	着 工	年 月 日	完 了	年 月 日
着 工	年 月 日				
完 了	年 月 日				
施 工 業 者 名					
<p>※</p>					

備考 ※の欄には、記入しないでください。

様式第8号(第9条関係)

焼骨の埋蔵(収蔵)証明書

- 1 墓籍(納骨簿)番号又は墳墓(納骨設備)番号
- 2 埋蔵(収蔵)年月日
- 3 死亡者(死胎の父母)の氏名等
氏名
死亡(分べん)年月日
- 4 委託者の住所、氏名等
住所
氏名
死亡者(死胎)との続柄

上記のとおり焼骨を埋蔵(収蔵)していることを証明する。

年 月 日

墓地(納骨堂)
名称
所在地
管理者 氏名



様式第9号(第10条関係)

墓 籍(第 号)		No.		
墳 墓 番 号		埋 葬 又 は 埋 蔵 の 年 月 日	年 月 日	
死 亡 者 又 は 死 胎 の 別		埋 葬 又 は 埋 蔵 の 別		
墓 地 使 用 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	死亡者又は死胎との続柄			
	使用開始年月日	年	月	日
死 亡 者 又 は 死 胎	本籍又は父母の本籍			
	住所又は父母の住所			
	氏名又は父母の氏名			
	性 別	男 ・ 女		
	年 齢 又 は 妊 娠 月 数			
	死亡年月日又は分べん年月日	年	月	日
	死 因	1類感染症等・その他		
参 考	埋 葬 (改 葬、火 葬) 許 可 証 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号	

様式第10号(第10条関係)

納骨簿(第 号)		No.	
納骨設備番		収蔵年月日	年 月 日
死亡者又は死胎の別			
収蔵委託者	本籍		
	住所		
	氏名		
	死亡者又は死胎との続柄		
	委託年月日	年 月 日	
死亡者又は死胎	本籍又は父母の本籍		
	住所又は父母の住所		
	氏名又は父母の氏名		
	性別	男 ・ 女	
	年齢又は妊娠月数		
	死亡年月日又は分べん年月日	年 月 日	
参考	火葬(改葬)許可証の年月日及び番号	年 月 日	
		第 号	
考			

様式第11号(第10条関係)

火 葬 簿				
受 付 番 号		火 葬 年 月 日	年 月 日	
死 亡 者 又 は 死 胎 の 別				
火 葬 を 求 め た 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
	死 亡 者 又 は 死 胎 と の 続 柄			
	委 託 年 月 日	年	月	日
死 亡 者 又 は 死 胎	本籍又は父母の本籍			
	住所又は父母の住所			
	氏名又は父母の氏名			
	性 別	男 ・ 女		
	年 齢 又 は 妊 娠 月 数			
	死 亡 年 月 日 又 は 分 べ ん 年 月 日	年	月	日
	死 因	1類感染症等・その他		
参	火 葬 (改 葬) 許 可 証 の 年 月 日 及 び 番 号	年	月 日	
		第	号	
考				

様式第12号(第11条関係)

墓地、埋葬等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告について

年 月 日

様

大仙市長



墓地、埋葬等に関する法律第18条第1項の規定により、次のとおり報告を求めます。

名称	
所在地	
区別	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
経営の許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
報告徴収の目的	
報告を求める事項	
報告の期限	

様式第13号(第12条関係)

墓 地 等 整 備 改 善 命 令 書

年 月 日

様

大仙市長

印

墓地、埋葬等に関する法律第19条の規定により、次のとおり、墓地等の施設の整備改善を命じます。

名称	
所在地	
区別	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
経営の許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設の概要	
命令事項	
処分事項	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大仙市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大仙市を被告として(訴訟において大仙市を代表する者は、大仙市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号(第12条関係)

墓 地 等 使 用 制 限(禁 止)命 令 書

年 月 日

様

大仙市長



墓地、埋葬等に関する法律第19条の規定により、次のとおり、墓地等の施設の使用の制限(禁止)を命じます。

名称	
所在地	
区別	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
経営の許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設の概要	
命令事項	
処分事項	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大仙市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大仙市を被告として(訴訟において大仙市を代表する者は、大仙市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号(第12条関係)

墓 地 等 経 営 許 可 取 消 通 知 書

年 月 日

様

大仙市長



墓地、埋葬等に関する法律第19条の規定により、次のとおり、墓地等の経営の許可を取り消したので、通知します。

名称	
所在地	
区別	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
経営の許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設の概要	
経営の許可の取消年月日	
取消理由	

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大仙市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大仙市を被告として(訴訟において大仙市を代表する者は、大仙市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第11条関係)

様式第13号 (第12条関係)

様式第14号 (第12条関係)

様式第15号 (第12条関係)